

## 市民意見提出手続(パブリックコメント制度)の概要

### 1 市民意見提出手続とは

市が基本的な計画等を立案する過程において、あらかじめその案を広く市民に公表し、これに対して提出された意見を考慮して基本的な計画等の決定を行うとともに、提出された意見の概要とこれに対する考え方等を公表する手続をいいます。

### 2 手続の目的

市民の意見等を政策決定過程に反映させるとともに、行政運営における公正な確保の透明性の向上を図り、もって市政に関し市民に説明する責任を果たし、公正で民主的な市政の推進に資することを目的とします。

### 3 手続の概要

#### (1) 実施機関

市議会を除くすべての市の執行機関が実施機関となります。

#### (2) 手続の対象

次にあげる計画及び条例の策定、制定、変更等が対象となります。

ア 市政全体又は各行政分野における基本的な政策を定める計画

イ 市の基本的な方針又は制度を定める条例

ウ 広く市民の生活に影響を与える規制に関する条例(市税及び保険料の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)

エ 北九州市公共事業評価システム要綱(平成19年11月26日施行)において評価を行う公共事業

#### (3) 案の公表及び意見の募集

計画等の策定等の意思決定前の適切な時期に、その案と関連資料を次の方法で公表し意見を募集します。

ア 実施期間が指定する場所(担当課、広聴課、区役所総務企画課等)での閲覧又は配布

イ ホームページへの掲載

#### (4) 意見を提出できる人

制限は設けません(市外居住者、団体等も提出できます。)

#### (5) 意見の提出期間

案の公表の日から一月程度を目安として実施機関が定めます。

#### (6) 意見の提出方法

実施機関が指定する場所(担当課、広聴課、区役所総務企画課等)への書面の提出、郵便、ファクシミリ、電子メールにより行います。

#### (7) 提出された意見の処理

実施機関は、提出された意見を考慮して計画等の策定等について意思決定を行うとともに、提出された意見の概要とこれに対する考え方等を公表します。

### 4 実施時期

平成16年4月1日